

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第15回）		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成20年5月13日(火)午後6時05分～午後7時55分		
開催場所	小金井市役所801会議室		
出席者	委員長 室井 敬司 委員 副委員長 尹 龍澤 委員 委員 高林 章 委員 當間 佐来子委員 古屋 義隆 委員 持永 利之 委員 熊谷 てるみ委員 吉田 安之 委員 脇田 洋志 委員 欠席委員 千田 昌央 委員 本多 龍雄 委員 上原 秀則 委員		
事務局	企画政策課長	伊藤 茂男	
	企画政策課調整担当課長補佐	鈴木 茂哉	
	企画政策課主査	吉川 まほろ	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可	<input type="radio"/> 一部不可	<input type="radio"/> 不可
傍聴者数	1人		
会議次第	1 開会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策の検討等について (2) 市民参加と予算及び市民投票について (3) その他 3 次回推進会議の開催日について		
会議結果	1 開会 2 市民参加条例運用状況について (1) 附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策の検討等について ■ 事務局より提言（案）についての説明 ○ 付属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等についての、提言（案）の内容説明。 〈質疑〉 ○ 私たちが十分審議した特徴的な内容が7項目に提示されている。応募者を増加させるという大きな、重要な課題なので、市長のみならず、各種審議会の委員あるいは行政に対しての提言でもあるのではないかと判断する。特に職員各位に対して、よくこれを理解してもらい実施できるように努力をしてほしい。 ○ 委員の報酬についてだが、一般公募の人は無報酬でも良		

いのではないかと思う。その理由としては、一般公募の人は市民であるから市に貢献するのは当たり前のことなのではないか。報酬よりも、たとえば施設等の使用料の無料カードなどのステータスシンボルのようなものにしたほうが、直接的な金額が出ていくよりは、希望者が多くなるのではないか。学識経験者の委員については、一般の人が持たない知識を求めているわけだから報酬は必要であると考え。委員の性格において金額の増減ということも考えてみたらどうか。

- 報酬については特別職の給与に関する条例があり、特別職報酬等審議会で市民の方に審議してもらいその改定率にあわせてきたという経過がある。公募委員の報酬について減額するということが仮にこの委員会でまとまるようなことがあれば、提言をしてもらうことも考えられるが、条例という形になっているので議会の議決を経て変更せざるを得ない。
- 自分が応募した時は、報酬があるかということは念頭になかったが、一般的な主婦層のことを考えると、審議会に出て報酬をいただけるということはとてもよいことではないか考える。それなりの一定額がある方が多くの人に訴えかけられるのではないか。
- 報酬があるということは、応募者を増加させることにはマイナスにならない、むしろプラスになるものと思うので、増加させる方策について論じている場で、報酬を減額させるということは相矛盾する考えではないか。別途のところで検討するのは良いと思うが、ここで論議するのは違うのではないか。
- 今話されているのは、公募委員を増やす、その間口を広げるといような論点なのであまり関係ないのかもしれないが、報酬がそれなりの額として設定されていることによってその公募委員の会議に参加する責任感が強まるというのも事実だと思う。報酬がないと、多分いいかげんな論議になると思う。間口を広げることではなくて、論議の質を高める、維持するために必要なのではないか。

**【結論】**

- ◎ 提言の内容としては報酬については特に書かない。議論があったということを会議録にとどめておく。

○（３）の内容だが、周知方法を工夫するとあるが、その前に審議会ごとに参加したい人の層があると思うので、その層が参加しやすい時間に開催時刻自体を変更するということを検討してみるのはいかがか。

○時間を明記してしまうとその時間に都合がつかない人は参加しないだろうし、だからといって時間の予想がつかないと二の足を踏むだろうから、開催時刻は合議で決めるなどの臨機応変に対応できるという表現にしたほうがよいのではないか。

**【結論】**

開催時刻については、（３）の原案の「予定」が何をさすのか不明確なので「予定」を除き、昨年度の日時などを例示するとともに、時間については柔軟に集まった委員たちによって決定できるという表現する。

○（２）に「作文」という言葉があるが、「作文」というと小学生時代の「作文」というようなイメージを持ってしまうので、例えば「私の希望」とか「私の提案」などの言葉にするともう少し積極的な反応が出やすいのではないか。

○これは、「論文」という言葉ではかたくて、作文なら書きやすいのではないかという議論があったのでこのように取りまとめたものだが、たしかに「私の希望」「提案」「志望動機」そういう表現でもよいかと思う。

○（１）と（２）は一緒にすべき話しかもしれない。小論文が応募意欲の阻害になっていると思われるというのも小論文が必要な場合もあるので、何か言い過ぎな感もある。そこで、提案のあったアンケート方式で記入する方法が、非常に画期的な方式だと思うので、これを導入すべき、検討してほしいという形で（１）として（２）の部分については、なお書きで、小論文についてはタイトル等をなるべくわかりやすく明確に書けるような形で工夫することが望まれるという形でまとめるとよいのではないか。

**【結論】**

提案のように修正し、項目的には全６項目とする。

○（５）の公募委員の登録制度だが、宮代町だけではなくほかの市でも導入しているようなので、それらも含めて

検討できるような文言にしたほうがよいのではないか。

- (7) だが、職員研修を実施するとあるが、この条例を作る前に職員に対してアンケートを実施しているが、条例ができてから6年が経ち今現在、職員にアンケートを実施したらどのような結果になるのか、意識が変わったのか変わらないのか、良くなったのか、悪くなったのか、その辺を行政として調査してほしい。
- 職員へのアンケートについては、条例制定後6年の経過を経てどのように意識の変化があったのかという事と、今年4月に協働推進基本指針を作っているので、ぜひ実施したい。
- (4) の市報についてだが、読みやすい広報の形に変えて行くということを考えないのか。紙面の形を変えろという考えを持っててもよいのではないかと思う。(4) に書いてあることは、ホームページというか、インターネットについてのことであるから紙媒体についての記述も必要ではないかと思う。
- 確かに(4)については、指摘された問題点があると思う。紙媒体の役割は、一目でわかるというという独特の効能があるわけだから、それをより価値が出るような形で工夫する必要がある。そのために冒頭に紙媒体と、インターネットとの機能にしたがって明確な役割分担を検討するという事を明記したほうがよい。

#### 【提言全体についての結論】

提言の内容については、(案)の確認と本日の質疑を踏まえ提言とすることと決定した。本件については、市民参加条例第20条第1項の規定により、本日付けで市長に提言することとしたい。

#### ■市民参加と予算について

- 推進会議として課題とすることはこのあたりで収束したいと考える。この間の議論については、会議録に一定記録されている。
- 市民参加にかかる予算というものが大まかなものでも出ればよい、マクロ的にはこのくらいというものが指標としてあればよいと考えた。それ以上細かいものを詰めるということは、無理だということでは了解しているので、この件については終了してよい。

■ 市民投票について

- 小金井市の市民参加条例では、第16条に市は別に条例で定めるところにより、市政に関する市民投票を行うことができる」と規定している。市としては、個別条例によりその都度対応するという考え方のようだが、委員の中には常設型の市民投票条例を作ったらどうかとの意見も出されていたので引き続き審議を行いたい。

■ 事務局資料説明（内容省略）

〈質疑〉

- 多摩市は投票資格者がいないということは、投票の形式は記述がないのか。
- 多摩市の自治基本条例第5章で住民投票を規定している。第28条で住民投票を行う場合は、条例を別に定めるとしており、自治基本条例には投票資格者の規定がない。
- 常設型、非常設型それぞれのメリット、デメリットがよくわからない。その市がどういうところのメリットをとって常設型を選択したのか、また、非常設型を選択した市はデメリットのほうが重要なことだったのでは、などと考えるが、そのあたりがわかると判断の材料になるのではないか。
- ある大学の先生の論文の中に若干の説明がある。常設型の条例の場合、条例の定める案件が生じた場合に一定の仕組みで住民投票を行うことになるため必要な場合に、迅速に対応できるという利点があり、他方、住民の投票は安易に利用されるべきではないとする観点からは、各主体間の十分な論議がされないままに住民投票が行われるという可能性も否定できないところである。個別条例の場合については、住民投票の案件ごとに新たに条例の制度設計をするという大きな労力がかかるものであり、常設型の条例と比較すると、住民投票の可能性は一般的に低くなると考えられる。また、案件ごとにその都度住民投票を行うかどうかを判断することになるため、提案者が投票結果を予想して自分に有利な場合に提案するという可能性も指摘されている所であると書かれている。
- 個別と常設と、もう一つなしというのがあると思う。小金井市の場合は、一応条例でうたっているけれども実際

にやるときは別に定めますよという、そういう条例になっているが、それでよいのではないかと思う。市長の提案があり、議会の提案があるが、市民からの提案はないのか。

- 直接請求がある。
- 直接請求という形ではあるが、市民投票を請求するというものは、まだ小金井市は設けてない。今までの事例だと、常設型にしる、市民からの要求で提案されるにしる必ず市長の提案、議会の議決というのがある、ほとんど議会で否決されている。その労力が一定のPRにはなるけれども、確かな実として結果として結びつかないというのが現状だと思う。現状では地方自治法で小金井市としては事足りる。あえて住民投票の条例を新たに設置する必要はないのではないか。市民の発議でそれが実行に移されるという市民本位の市民投票であれば賛成だが、そこに制約があって結局だめだというのであればもう少し時期を待ったほうがよいと思う。
- 市民投票の対象となる事案がどの程度のものかというボーダーラインの引き方そのものが難しい。
- 常設型の住民投票条例というのは、あったほうが格好はよい。しかし実際住民投票をやることになったときに住民が一生懸命勉強して、盛り上がったというのはよいことだが、町議会選挙とか、町長選挙のときになんで勉強されなかったんだろうと思う。基本的に市民主体というのは主権者だというけれども、主権者が主権者たるところというのは、市長選挙とか、市議会議員選挙で、実際はなされているわけで、自ら選んだ市長、市議会の判断がおかしいじゃないかというのであればそれは、自分たちの選挙が間違っていたのではないかと。これは市民の意識の反映ルートの単なる二重化になってしまう。
- そこは、議論があるところで、市長とか議員というのは人そのものを見て選ぶ。一定の政策で選ぶということもあるが、多くは人を見て選ぶ。住民投票というのは特定の案件なので、市長なり、議員なりの人となりは信用できるが、この案件についてはどうなのかという場合もあると思う。その場合リコールという制度を使うと、これは全面否定になってしまうのでなかなかできないという所で、その住民投票は、それなりの有効性があるということが1つの考えだ。ただ、代表民主性が本来のルー

トだということになれば、一票の価値で政策も問えという意見もあろうかと思う。

- 自分も含め、日々それほど志高く生きているわけではない市民は選挙の時に全員投票に行くわけではないから投票率は非常に低くなってしまいうわけだが、そのことと今回のゴミの問題のように、問題が自分の身に降りかかってきた時とはまったく別問題だと思う。
- 別のこともあるが、大概是別問題ではなくて長年、市民が選挙を通して意見反映してこなかった結果が財政の悪化につながり、それがゴミ問題につながったりするということだ。基本的に行政というのは予算というものを持っている。予算を決めているのは議会なので、普段から議会にきちんと興味を持ってそこで意見反映をしていかななくてはならないのではないかと。予算に特化した言い方をしたが、基本的には普段の市民意識とまるでかけ離れたところに、住民投票だけを持ってきても整合性が取れなくなるのではないかと。思う。
- 住民投票に持ち込まなくてはならないという事態そのものが異常だ。それは行政と市民とのコミュニケーションがかけていることにほかならないからだ。よく安易に住民投票で白黒つけようじゃないかという人がいるが、住民投票に対しては、もっと学習しなくてはいけないし、論議しなくてはならない。それから選択される機能であって、住民投票以前に住民が行政に対して行動を起こす、意思を伝える手続が拡充されるべきではないかと思う。この市民参加条例の中にはその辺をあまりうたっていないが、住民投票以前に住民のフラストレーションの緩和を図る、行政が理解を示す機会があってもいいのではないかと。そうしなければ、結果が出ても「尊重する」で終わって「実行する」にはならない。結果に結びつかない住民投票は無意味であるから要らないと思う。
- 何らかの形で住民投票はあったほうがよいと思う。両方の意見が出ているのは、住民投票そのものが持っている課題である。間接民主制の一番は話し合いだが話し合いでは決断できない事項の場合、住民投票となる。副作用もあるが、細かいことは、別途定めるようにしても、今の時代だから大枠は作る必要があるのではないかと。
- この市民参加条例は完全に個別型を想定して作られているので、小金井市はやりたくないんだらうなという印

	<p>象を受ける。</p> <p>○ こういう住民投票をするためには、色々な条件作りをしなくてはならない。その一つにはこの市民参加推進会議などもそうであろうし、地方自治法が定めたルート以外のものを作ろうというのはいろいろな所で、今検討されている。大まかな手続だけを設けるというのも必要だと思う。</p> <p>○ いろいろの意見が出たが、今の段階で集約するということは難しいので次回も引き続き協議したい。</p> <p>■ 新たに協議、審議する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第18条の活動拠点の設置について</li> <li>・ 外国人の市民参加推進について</li> <li>・ 自治基本条例について</li> </ul> <p>3 次回推進会議の開催日について 平成20年7月18日（金）午後6時</p>
提出資料	<p>1 市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言 附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について（案）</p> <p>2 常設型自治基本条例の比較一覧</p>



(別紙)

附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について

1 経過

- (1) 第2期市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は平成19年1月31日に発足しました。第1期からの引き続く課題に加え「附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について」を新たに審議項目とし第12回推進会議（平成19年7月31日開催）、第13回推進会議（平成19年10月30日開催）及び第14回推進会議（平成20年1月29日開催）において審議しました。
- (2) 3回にわたる審議の内容等については会議録に一定の記載があるところですが、是非行政において実施できるものは実行していただきたいという観点から市長に対して提言として提出するものです。

2 提言

推進会議では、市民参加による市民と行政との協働の推進という観点から附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策等について市民参加条例第20条第1項の規定に基づき市長に対し、次のとおり提言いたします。

- (1) 公募委員の選考に当たり、論文、作文等の提出を求めることが応募意欲の阻害になっていると思われるので、アンケートに答えるような「応募用紙」に記入する方式を検討すること。
- (2) 公募委員の選考に当たり、「論文」の提出でなく「作文」の提出とすることや、作文のテーマをより具体的にシタイトルを工夫するなど誰でも書けると思えるようにすること。
- (3) 募集の広報について、公募委員を求めている審議会等の具体的な審議内容や開催日、開催時刻（予定）など応募してみよう、参加してみようという意欲が湧くような資料等をつけるなど周知方法を工夫すること。あわせて、公募委員募集のポスターの効果的掲示を検討すること。
- (4) 市報による広報はスペース的に限られてくる。情報量として多量の広報のできるホームページの活用が求められるが現在の審議会のホームページは取り付きにくく、興味を持てる内容ではない。アクセスしやすく、わかりやすくするとともに意識を引くような、興味を持てるような内容にすること。ただし、ホームページを閲覧しない市民にとっては紙媒体が重要な広報手段となるのでその点も考慮すること。
- (5) 埼玉県宮代町で実施している公募委員の登録制度について研究すること。
- (6) インターネットを使って補助的な意見収集をすることを考えること。
- (7) 市民参加条例について職員研修を実施すること。

